

最高裁秘書第5231号

平成30年1月9日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成29年12月18日付け（同月20日受付，最高裁秘書第5090号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等
司法研修所が作成又は取得した，71期司法修習生の twitter の内容
- 2 開示しないこととした理由
1の文書は，作成又は取得していない。

